# 土壌汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」の指定 〈須磨区妙法寺字菅ノ池〉

## 1. 概要

土壌汚染対策法(以下、「法」という。)第4条第3項に基づき、須磨区妙法寺字菅ノ池の 土地について土地所有者が土壌汚染状況調査を行い、土地の一部で鉛及びその化合物が土壌の 指定基準を超過したとの調査結果報告書が提出された。

審査の結果、当該調査は公正かつ法に基づく方法で行われていることが認められた。

当該土地の周辺では地下水の飲用が確認されていないことから、人の健康に被害が生じるおそれはないと判断し、「形質変更時要届出区域」に指定した。

今後、区域指定した土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないよう指導していく。

#### 2. 区域指定

- (1) 指定する区域 須磨区妙法寺字菅ノ池3番1の一部、691番3の一部(別図のとおり)
- (2) 指定の区分 形質変更時要届出区域
- (3) 指定年月日 平成30年7月12日
- (4) 指定する特定有害物質 鉛及びその化合物
- (5) 指定の理由

土壌の一部が指定基準を超過したが、健康被害を生じるおそれがないため「要措置区域」ではなく、法第11条第1項で規定されている「形質変更時要届出区域」に指定した。

#### 3. 土壌汚染状況調査結果の概要

- (1)調査命令対象物質(3種類) シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物
- (2) 土地の地歴調査結果

当該土地は昭和10 年から平成15 年まで病院として利用されていたが、平成15 年以降は更地となっている。

病院として土地が利用されていた時期に、六価クロム化合物、シアン化合物並びに水銀及びその化合物が検査試薬として使用されていた。

過去に実施された土壌調査により、鉛及びその化合物の指定基準超過が判明している。

(3) 土壌の測定結果

鉛及びその化合物の溶出量で最大0.033mg/L(指定基準値0.01mg/Lの3.3倍)

- (4) 基準超過が確認された土地の面積
  - 土壌汚染状況調査の結果、指定基準に適合していないことが確認された633.06平方メートル。
- (5) 土壌汚染の原因

地歴調査の結果、当該土地での使用等がなかった物質であり、原因は特定できない。

# 4. 周辺環境への影響について

(1) 当該土地周辺に飲用井戸が確認されないことから、地下水飲用による健康影響のおそれは

ない。

- (2) 当該土地は事業場敷地で大部分が一般の人が立ち入る土地ではないこと、一部は地域住民 の歩道として利用されているがコンクリート被覆されていることから、汚染土壌の直接摂 取による健康影響のおそれはない。
- (3)以上のことから、当該土地の土壌汚染による健康影響のおそれはない。

#### 5. 今後の対応

土地の形質変更が行われる際には、周辺環境への影響が生じないよう法に基づき適正に措置するよう指導する。

#### く資料>

#### 1. 用語解説

#### 土壤汚染対策法

土壌汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まったことを受け、 土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定 めた法律。(平成14年法律第53号 改正法施行:平成22年4月1日、平成30年4月1日) 特定有害物質を使用する特定施設の廃止時の調査、3000平方メートル以上の土地の形質変更 時の届出及び調査命令、土壌汚染が判明した場合の措置等を定めている。

#### 形質変更時要届出区域

法に基づく調査結果が指定基準値を超過しており、かつ土壌汚染による人の健康被害が生じるおそれがない場合、市長は指定基準値を超過した区域を形質変更時要届出区域として公示することが定められている。形質変更時要届出区域では、届出なく土地の形質変更をすることが制限される。土壌汚染の除去が確認されれば、形質変更時要届出区域の指定を解除される。

#### 要措置区域

法に基づく調査結果が指定基準を超過しており、かつ土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生じるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要として市長が指定、公示する区域。市長は汚染の除去等の措置を土地所有者に指示し、指定された区域での土地の形質変更が原則禁止される。

#### 鉛

蒼白色のやわらかい金属。加工がしやすいことから、古くから多方面で使用され、主に蓄電池、はんだ等に用いられている。

長期間の暴露により、造血系、神経系、腎臓などに障害を起こすことが知られている。

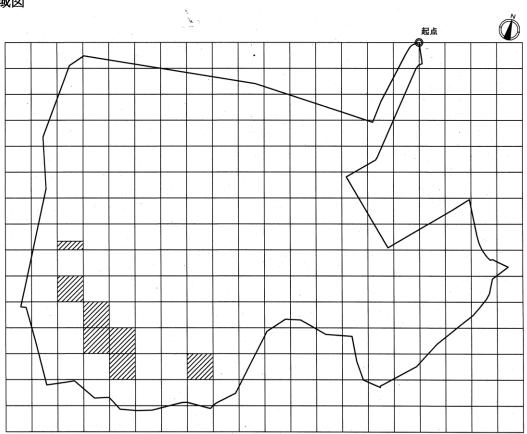
#### 2. 市内の現在の指定区域

要措置区域: 0件 形質変更時要届出区域: 24件 (別表のとおり)

## 位置図



#### 指定区域図



凡例

起点

敷地境界線

形質変更時要届出区域

〈起点〉

起点は、神戸市須磨区車字菅ノ池 1351 番 19 の最北端の 地点とする。

- (格子の回転角度) - 74°21'58"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

# (別表) 市内の現在の指定区域 (24 箇所全て形質変更時要届出区域)

	( <b>別表)川内の現在の指定区域</b> (24 固別主て) 地番	指定面積 (㎡)	基準不適合物質	指定日
1	東灘区深江南町1丁目79	2, 924. 70	ベンゼン、シアン、水銀、鉛、 砒素、ふっ素	H22. 7. 1
2	東灘区深江北町4丁目227番、228番、232番	779.7	六価クロム、ふっ素、ほう素	Н30. 5. 7
3	灘区灘南通3丁目114番4、114番5、115番4、116番1、118番2、灘北通2丁目20番、灘北通3丁目地先里道、武庫郡西灘村河原字中ノ内	1, 004. 10		H25. 1. 23
4	攤区攤浜東町1番1、1番64、1番76、1番83、1番90、1番91、1番98、1番99、1番114、2番1、2番36、2番43、2番44、2番45、2番46、2番47、5番1、6番1、6番2、8番1、8番2、9番1、9番2、9番3、9番4、9番5、10番1、10番2、10番3	481, 869. 197	四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジク ロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、1,1,2-トリク ロロエタン、トリクロロエタン、1,1,2-トリク ロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、カドミウム、六価クロム、シアン、水銀、セレン、鉛、砒素、ふつ素、ほう素	Н29. З. З
5	灘区摩耶海岸通2丁目2番1、2番2、2番3	1, 900. 7	テトラクロロエチレン、シスー1,2-ジクロロエ チレン、クロロエチレン、鉛、ふっ素	Н30. 5. 7
6	中央区東川崎町2丁目14番、20番	4, 700. 00	水銀、鉛	H24.8.9
7	中央区東川崎町2丁目14番、20番	11, 121. 4	テトラクロロエチレン、六価クロム、水銀、 鉛、砒素、ふっ素	H28. 6. 16
8	中央区東川崎町2丁目14番	1, 320. 52	水銀、鉛、砒素、ふっ素	H25. 12. 11
9	中央区東川崎町2丁目14番	6, 059. 4	六価クロム、水銀、鉛、ふっ 素	H26. 2. 24
10	中央区東川崎町2丁目14番	3, 045. 4	水銀、鉛、砒素、ふっ素	H27. 9. 1
11	中央区東川崎町2丁目14番	2, 399. 3	鉛、ふっ素	Н30. 5. 7
12	中央区東川崎町2丁目14番1	445.00	鉛、砒素	H28. 7. 20
13	兵庫区明和通1丁目1番2、1番3、1番4	2, 672. 095	鉛、砒素	H26. 2. 24
14	兵庫区和田崎町1丁目2番、9番、10番、11番、12番、14番、24番、25番、50番、58番、62番	22, 915. 11	1,1-ジクロロエチレン、シスー1,2-ジク ロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1- トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼ ン、六価クロム、水銀、鉛、 砒素、ふっ素、ほう素	H27. 3. 25
15	北区山田町小部字東山 65番1	100.00	ふっ素	H29. 4. 7
16	長田区浜添通4丁目1番1、2番1、4番1、4 番2、5番1、5番2、7番、8番、9番1	4, 052. 60	鉛	H24. 5. 9
17	長田区南駒栄町1番8	3, 298. 2	シアン、鉛、砒素	H27. 10. 6
18	長田区南駒栄町1番8	313. 2		H28. 1. 19
19	長田区駒ヶ林南町8番1、10番1、22番	1, 372. 4	鉛	H27. 10. 6
20	須磨区車字菅ノ池 1351 番 14、須磨区妙法寺字 菅ノ池 3 番 2	1, 966. 00	鉛、砒素、ふっ素	H22. 12. 24
21	須磨区妙法寺字菅ノ池3番1、691番3	633.06	鉛	Н30. 7. 12
22	須磨区大池町3丁目7番、8番、9番、10番、 12番	2, 454. 74	鉛、ふっ素、ほう素、PCB	H27. 2. 12
23	須磨区行平町3丁目1番	3, 073. 90	鉛、砒素、ふっ素	H28. 3. 3
24	須磨区行平町3丁目1番	1, 452. 61	鉛、砒素、ふっ素	H28. 5. 19